

■所得税・市県民税申告相談日程表

混雑解消のため区割りをしています。できるだけ区割りの日にお越しいただきますよう、ご協力をお願いします。  
(区割り日以外の日程・会場でも申告相談できます。)

受付時間：午前の部 9:00~11:30、午後の部 13:00~16:00

会場 日程	市役所本庁 4階 大会議室	高田支所(まいピア高田北側) 大会議室	山川支所 2階 大会議室
2月17日(月)	南校区	上楠田	西潟・屋敷
2月18日(火)	大江校区	渡瀬	谷軒・西野町・野町下町
2月19日(水)	上庄校区・本郷校区	海津・飯尾	野町本町・野町中町
2月20日(木)	下庄校区	江浦町	舞鶴
2月21日(金)	水上校区	今福	野町上町・野町赤坂
2月25日(火)	清水校区	岩津	亀谷
2月26日(水)	南校区	永治・昭和開	中尾上・中尾下
2月27日(木)	大江校区	濃施北	河原内・蒲地山
2月28日(金)	下庄校区	江浦東	飯江
3月2日(月)	水上校区	原・原団地	九折
3月3日(火)	上庄校区・本郷校区	黒崎開北	田浦
3月4日(水)	下庄校区	黒崎開南	東清水・西清水
3月5日(木)	清水校区	東竹飯・西竹飯	真弓
3月6日(金)	南校区	北新開	北関上・北関下
3月9日(月)	大江校区	南新開・濃施新町	大谷・小萩・三峰
3月10日(火)	下庄校区	濃施南	中原村・山川団地
3月11日(水)	水上校区	下楠田	南待
3月12日(木)	上庄校区・本郷校区	徳島第一・徳島第二	佐野・伍位軒
3月13日(金)	清水校区	田尻	原町上・原町下
3月16日(月)	下庄校区	江浦西	日当川・赤山

大牟田税務署から申告相談のお知らせ

- 日時 2月17日(月)~3月16日(月) 午前9時~午後4時(土、日、祝日除く)
- ・上記期間以前は申告会場を開設しておりません。期間内での来場をお願いいたします。
- ・会場開設当初と申告期限間近は、特に混雑することが予想されます。
- ・混雑状況により早めに申告会場の受付を終了する場合があります。
- ・税務署から送付するお知らせはがき(※)や前年の申告書の控えなどをお持ちの人は持参ください。
- ・医療費控除がある人は、人別、病院や薬局別の医療費の明細が分かる資料を持参していただく必要があります。事前に準備いただくようお願いします。

■場所 NTT大牟田ビル1階(大牟田市不知火町) ※大牟田税務署隣

■申告および納付期限

- ▶所得税および復興特別所得税・贈与税=3月16日(月)
- ▶個人事業者の消費税および地方消費税=3月31日(火)

■振替納税日

- ▶所得税および復興特別所得税=4月21日(火)
- ▶個人事業者の消費税および地方消費税=4月23日(木)

■大牟田税務署(Tel.52-3245) ※自動音声により案内しています。



※お知らせはがき イメージ

所得税・市県民税の申告相談を受け付けます

税務課 市民税係 (Tel64-1511)

令和元年分所得の申告相談を左ページ(3ページ)の日程で受け付けます。会場は大変混雑します。必要な書類・帳簿などを準備してお越しください。なお、本庁税務課および各支所市民サービス係窓口での申告相談は受け付けません。

※混雑する場合は予定時刻より早く受け付けを終了することがあります。

【市県民税の申告が必要な人】  
令和2年1月1日現在、市内に住所があり、平成31年1月から令和元年12月中旬に所得があった人

① 国民健康保険に加入している人(所得がない人や非課税所得のある人でも、保険料が軽減される場合がありますので申告してください。)

② 次の人は、条件により所得税の確定申告は不要とされる場合がありますが、市県民税の申告は必要です。

▽給与所得者で、給与以外の所得(農業や不動産、太陽光発電による所得など)があった人  
▽公的年金所得者で、公的年金以外(シルバー人材センターなど)の所得があった人

【市県民税の申告が不要な人】  
① 給与所得だけの人で、年末調整済の「源泉徴収票」をお持ちの人  
② 所得税の確定申告書を提出した人(ただし、上場株式等の課税について所得税と住民税で異なる課税方式を選択する人を除く。)

③ 公的年金以外に収入がなく申告しようとする控除もない人  
【次の人は 税務署で申告してください】

- ① 青色申告をする人
- ② 土地・建物・株式などの譲渡所得がある人(取用に関するもののみの場合は除きます。)
- ③ 住宅借入金等特別控除初年度の人
- ④ 消費税の申告をする人

■市県民税申告書の用紙

「市県民税・国民健康保険税申告書」は、前年の申告状況により必要と思われる人に2月初旬に発送します。ただし、申告書が届かない人でも、前年と所得の状況が変わった人などは、本年の申告が必要となる場合があります。  
※所得税確定申告書および市県民税申告書、収支内訳書、医療費の明細書などの用紙は、本庁税務課および各支所市民サービス係窓口、各申告相談会場に準備しています。

※市県民税申告書を自書された人は、本庁税務課および各支所市民サービス係窓口を設置している投函箱に提出してください(「所得税確定申告書」は投函できません)。

■申告相談に必要なもの

- ① 税務署から送付されたお知らせはがきや所得税確定申告書など
- ② 個人番号(マイナンバー)カード、もしくは個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証等顔写真付きのもの)。また、申告書に記載する親族のマイナンバーが分かるもの。
- ③ 印鑑(シャチハタなどのインク浸透印は不可)
- ④ 営業・農業・不動産所得のある人は、収支内訳書や収入金額、必要経費の内容が分かる帳簿など。
- ⑤ 給与所得や公的年金などがある人は、源泉徴収票。
- ⑥ 各種控除のために必要な証明書など

▽社会保険料控除 納付額証明書や領収書  
▽生命保険料・地震保険料・国民年金保険料などの控除 各保険料の控除証明書  
▽障害者控除 身体障害者手帳や療育手帳など

●(例)

▽医療費控除 医療費控除の明細書(事前作成をお願いします)  
▽還付申告の人は、還付金の振り込み先に指定する銀行の通帳や口座番号などの控え。

●税理士の無料申告相談

税理士が無料で申告相談を受け付けます。

- 日時 2月17日(月)~2月21日(金) 3月5日(木)~3月11日(水)

※土、日を除く  
※いずれも午前9時~11時、午後1時~4時

■会場

市役所本庁4階第4会議室 (申告相談会場隣)

※希望者多数の場合など、長時間お待ちいただくことがあります。